

令和 8 年 2 月 4 日

奨学生の受付について

(令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係る災害による緊急採用・応急採用)

日本学生支援機構では、令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に伴う
災害救助法適用地域の世帯の学生に対し、給付奨学金家計急変採用、及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の受付を行っております。

災害救助法適用地域及び適用日は下記のとおりです。

該当があり、奨学金の申込みを希望される場合は、以下の係にお問い合わせください。

品川地区：学生サービス課奨学係

越中島地区：学生支援係

【適用地域・適用日】

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【青森県】青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺町（法適用日：令和 8 年 1 月 29 日）西津軽郡深浦町（法適用日：令和 8 年 1 月 30 日）中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村（法適用日：令和 8 年 2 月 2 日）	左記参照
【新潟県】小千谷市、魚沼市（法適用日：令和 8 年 2 月 2 日）長岡市（法適用日：令和 8 年 2 月 3 日）上越市（法適用日：令和 8 年 2 月 4 日）	
【秋田県】能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町（法適用日：令和 8 年 2 月 3 日）	

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域

に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。